

横浜都心部コミュニティサイクル事業における 事業者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「横浜都心部コミュニティサイクル事業」における事業者（運営主体）の選定にあたり、横浜都心部コミュニティサイクル事業における事業者選定に関する実施要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により選定する場合の手続き等について必要な事項を定める。

(実施の公表)

第2条 プロポーザルの実施にあたり、要綱第7条に定める事項を公表するため、次の各号に掲げる文書を明示するものとする。

- (1) 事業説明資料（当該事業の概要を記載）
- (2) 提案書作成要領（提案書の作成方法を記載）
- (3) 提案書評価基準（提案書の評価基準に関する事項を記載）

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 応募主体の概要
- (2) 事業実施方針
- (3) 事業計画書

(評価)

第4条 事業候補者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業実施方針の妥当性・実現性等
 - (2) 提案内容の妥当性・実現性等
 - (3) その他、当該業務に対する意欲等
- 2 評価項目等の決定にあたっては、交通に関する専門家からの意見を聴くものとする。
- 3 提案の評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 4 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を事業候補者として特定する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 提案書の評価にあたり、横浜都心部コミュニティサイクル事業プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (2) ヒアリングの実施
 - (3) 提案書の評価
 - (4) 評価の集計及び横浜都心部コミュニティサイクル事業者選定委員会への報告
- 2 評価委員会には委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 都市整備局 副局長
委員 温暖化対策統括本部 プロジェクト推進課長
政策局 共創推進課長

文化観光局 観光振興課集客推進担当課長
道路局 交通安全・放置自転車課長
都市整備局 総務課長
都市整備局 都心再生課長
都市整備局 みなとみらい 21 推進課長
都市整備局 景観調整課長
都市整備局 都市交通課都市交通経営担当課長

- 3 評価委員会は、委員の 5 分の 4 の出席をもって成立する。
- 4 欠席した委員については、評価結果に反映しない。
- 5 評価が同点となった場合は、同点となった提案について再度委員が評価する。

(提案資格確認の通知)

第 6 条 要綱第 10 条により、提案者として提案資格が認められなかった意向申出者は、提案資格が認められなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第 7 条 要綱第 14 条により、特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附則 この要領は、平成 25 年 10 月 31 日から施行する。